## 適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	\、 《受印 <b>`</b> }																											[ -	1 /	<sup>2</sup>	<u> </u>
令和	<b>1</b> 年	: 月	日	申	住(本主の	一人店	又 に の る 事	·  一	· 計 所 合)は	[  ⊗ 		の場	合の	み公	表され	ı́ま-	<b>對二</b> ·	丁目					80	2	_	81	4			630	)	)
				書	納	フ	リーカ 税	<b>デ</b>	) 地	[	〒 7			-			有二.	丁目					08	2	_	81	4		- 7	630		)
				TH	氏 名			i ナ ま 名	,	<b>⊗</b>	ツ <del>キ</del> タ 安佐							会社						_								
.1.	広島北	税務	署長殿	者	(法	人	の	サ場氏	合 )	<u> </u>	<b>19ヤマ</b> 十山			ļ																		_
					法	人		番	号	. 8	3	2		4	0		0	0		1		0		4		2		8	5	5	2	)
公表 1 2 な	されま 申請者 法人( よ、上	す。 の氏名 人格の 記1及	載した 又は名 ない社 び2 の 等を使	称 団等を ほか、	と除く 登録	。) 番号	にま <del>}</del> 及て	りつて ド登録	ては、 录年 <i>〕</i>	本 月日	:店フ がる	又は公表	主 <i>†</i> され	こる 1ま	事務す。	所	の所	在地	1											~ ~	- ジ	で
(	平成2 ※ 当	3年法   該申	り、適 津第15 青書は、 5 年 9 )	号) 、所	第 5 <i>多</i> 得 税 法	その芸等	規え の -	崔に −部 ã	よる を改	改正	正後する	後の法	消	費利	往法	第	57条	(D)	2 箩	年 2	項	$\mathcal{O}$	規算	定に	こよ	り	申	請	しま	きす		
			B1日( 則とし											こる	場合	けば	令和	П 5	年	6月	30	日 (	)	まっ	ごに	ر ک	の	申言	青書	きを	提	出
						申	請書	を提片	出する	る時					当す	-る	事業	者の	区	分に						を付	L.	てく	だ	さい	١.	
事	業	者	区	分	  ※ 次	杏	Γ <b>9</b> 2ξ Æ	3. 385 /4		<b>✓</b>				と 者	ノゼ	41	, -	- +-	ft.				1事			4E. △	. 1 ~	14	Yle	- 本	ΓÆ	<del>171</del> 4
								忍」構																			- (-	14,	<u></u>	栄	1 /C	170
判定はこのなか	により 令和 5 申請書る ったこ	課税事 年 6 月: と提出す とにつ	( 業 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	るででで 事情																												
税	理	士	署	名		里士	法人 <del>-</del>	長	谷川	会	計								('	電話	舌番-	号	08	2	_	27	72	_	- 5	86	3	)
※ 税	整理番号				部門 番号			申	請	年丿	月月	1			年		月		月	通	,	信	年	F	月	ţ	F	一 1	確 認			
務署処	入力	処 理		年	月		月	番岩確認				1		·元 認				確書		個人 その 			-	´通知 	1カー	   	運転	云免討	上 千証 ) 」	1	1	_
理欄	登 録	番号	T				 					<u> </u>											<u> </u>		1							

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

		氏名又	は名称	安佐北モー	-タース	株式会社									
該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。															
免	(平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録関始日から納税義務の免除の担定の適用を受けないこととなります。														
税	R														
事	個 人 番 号														
業	事生年月日(個			法人事	業 年 度	1 .	月 日								
_± <u>x</u> .	業人)又は設立	年 月	日	のみ		至	月 日								
者	容			記載資	本 金		円								
の	等事業内容			Len	ey III										
確	確														
認	規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け														
	よりとする事業者   <b>令和</b> 年 月 日														
登	課税事業者です。														
録															
要	V <sub>0</sub>	<i> </i>													
件	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。														
の確	(「いいえ」の場合は、次の質問にも答え 	てくたさい。)													
認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して														
	<u> </u>														
参															
考															
事															
項															